

# 平成22年度の国民年金保険料は 15,100円(月額)です。

国民年金保険料現在の月額14,660円から15,100円に改められました。この保険料は口座振替、納付書払い及びクレジットカードで納める事ができます。口座振替を利用すれば、毎月金融機関等の窓口に出向く手間が省け便利で、納め忘れることがなく便利・安心・確実です。

また、一定期間分を一括して納付すると保険料が割引になる前納制度もありお得なのでご活用ください。

## ■平成22年度 国民年金保険料 納入額早見表 (現金納付・口座振替比較)

| ■平成22年度■                     | 1ヶ月分    |     | 6ヶ月分    |        | 1年度分     |        |
|------------------------------|---------|-----|---------|--------|----------|--------|
|                              | 保険料額    | 割引額 | 保険料額    | 割引額    | 保険料額     | 割引額    |
| 毎月納付(納付書による現金納付及び翌月末振替の口座振替) | 15,100円 | —   | 90,600円 | —      | 181,200円 | —      |
| 毎月振替・【早割】<br>(当月末振替の口座振替)    | 15,050円 | 50円 | 90,300円 | 300円   | 180,600円 | 600円   |
| 6ヶ月前納(現金納付)                  | —       | —   | 89,860円 | 740円   | 179,720円 | 1,480円 |
| 6ヶ月前納(口座振替)                  | —       | —   | 89,570円 | 1,030円 | 179,140円 | 2,060円 |
| 1年前納(現金納付)                   | —       | —   | —       | —      | 177,980円 | 3,220円 |
| 1年前納(口座振替)                   | —       | —   | —       | —      | 177,400円 | 3,800円 |

毎月お得

最もお得

※一部納付(一部免除)されている方の口座振替は「毎月納付(翌月末振替)」のみのご利用となります

※付加保険料は400円に変更はありません。

## 口座振替のお申し込み方法

- 口座振替は、各金融機関の窓口または年金事務所で受付けております。
- 口座振替のお申し込みには基礎年金番号の記入が必要です。年金手帳や納付書で、あらかじめ基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関届出印の押印が必要です。
- 申込用紙は、市役所又は金融機関・年金事務所の窓口へ備え付けてあるほか、日本年金機構(旧社会保険庁)ホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)からプリントアウトして郵送でお申し込みいただくこともできます。

「まとめ払いはチョット・・・」の方にはその月の保険料を同月に口座引き落としにする**早割制度**もあります。(通常、保険料は翌月払い)  
この早割制度は50円引きされます。

問い合わせ先 市民環境課 ☎22-3135

## 検察審査会からのお知らせです

### 検察審査会ってどんなところ？

検察審査会とは、検察官の行った不起訴処分の一しあしを審査するところです。選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員によって審査を行います。審査会で審査した結果、さらに詳しく捜査すべきである(不起訴不当)や、起訴すべき事件である(起訴相当)という議決があった場合には、検察官は審査会の議決書を参考にして事件を起訴するかどうかについて再検討することになります。

また、起訴相当の議決に対して検察官が起訴しない場合には、検察審査会は再度審査を行い、その結果起訴すべきとの議決(起訴議決)があった場合には強制的に起訴の手続きがとられることとなります。

審査会への申立は無料です。審査会議は非公開で行われます。